

原 文	修 正 文
1938年の朝鮮教育令改正の性格について誤解するおそれのある表現である。 ㉑ 1938年からは、日本人と朝鮮人は同じ学校で学びました。	削 除
番号32の関連修正、132頁12行～133頁1行 朝鮮人の学校では、日本語や日本の歴史、修身が教えられるようになりました。また、土地調査事業をおこない、 133頁7行 三民主義を唱え、 133頁 側注 ㉑ 教育勅諭(→p.125)をよりどこ ㉒ 朝鮮総督府は、税金(地税)の徴収 ㉓ 民族主義(民族が自立すること)、	(番号32の修正に伴い、本文および側注に付している数字をそれぞれ修正しました。) 朝鮮人の学校では、日本語や日本の歴史、修身が教えられるようになりました。また、土地調査事業をおこない、 三民主義を唱え、 ㉑ 教育勅諭(→p.125)をよりどこ ㉒ 朝鮮総督府は、税金(地税)の徴収 ㉓ 民族主義(民族が自立すること)、